

平成 26 年度愛媛県公営企業会計決算審査意見書

第 1 審 査 の 概 要

1 審 査 の 対 象

平成 26 年度愛媛県電気事業会計

平成 26 年度愛媛県工業用水道事業会計

平成 26 年度愛媛県病院事業会計

2 審 査 の 方 法

決算審査に当たっては、

- (1) 地方公営企業法等関係法令に基づいて運営がなされているか
- (2) 決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか
- (3) 会計処理は適法な手続により行われているか

などの諸点に主眼を置き、決算諸表、関係諸帳簿及び証書類について調査するとともに、各会計の現状、事業の実施状況、当面する課題等について関係職員から説明を聴取し、さらに定期監査及び例月出納検査の結果も考慮して審査を実施した。

(注) 各事業会計の経営状況、経営成績、剰余金の状況、財政状態及びキャッシュ・フローに関する部分は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない額で記載している。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

(1) 地方公営企業会計基準の改正について

地方公営企業会計基準は、昭和41年以来、大きな改正がなされていなかったが、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れ、民間企業や独立行政法人との比較分析を容易にすることなどを目的に、借入資本金の負債計上、みなし償却制度の廃止、退職給付引当金計上の義務化、減損会計・リース取引に係る会計基準・セグメント情報の開示・キャッシュ・フロー計算書の導入等、大幅な改正が行われ、平成26年度予算・決算から適用されたことから、各事業会計が、改正後の地方公営企業会計基準（以下、「新会計基準」という。）に適正に対応しているか、会計上の移行処理は適正に行われているかなどについて重点的に監査を行ったところ、いずれも適正になされているものと認められた。

(2) 決算審査等について

平成26年度の各事業会計の決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表の表示は適正であり、事業運営及び会計処理についても、おおむね適正になされているものと認められた。

各事業会計の経営成績について、電気及び工業用水道事業は、前年度に引き続き純利益を計上している。

一方、病院事業については、経常利益は前年度を上回ったものの、新会計基準の適用に伴う退職給付引当金の追加計上等により多額の純損失を計上することとなった。

また、工業用水道及び病院事業については、多額の長期借入金や企業債を抱えていることに加え、新会計基準の適用に伴う貸借対照表上の整理を行った結果、負債が資産を上回る債務超過の状況になっていることから、引き続き経営の合理化、事業運営の効率化に取り組み、経営基盤の一層の安定化を図ることによって、県公営企業の諸事業が公共の福祉の増進に寄与することを期待し、各事業会計に係る決算審査意見を述べる。

2 審査意見

(1) 愛媛県電気事業会計について

当年度は降水量が平年を上回り、運転中の発電所の供給電力量は目標の約 114%となったが、国土交通省が実施する鹿野川ダム改造工事に伴う肱川発電所の運転停止による電力料収入の減少や修繕費用の増加により、経常利益は前年度を下回ったものの、肱川発電所の運転停止に伴う国土交通省からの補償や新会計基準の適用に伴う濁水準備引当金の取崩しによる特別利益を計上したことにより、純利益については、前年度に比べて 2億 160万円増加となる 8億 8,644万円を確保しており、安定した経営がなされている。

しかしながら、現在、国において電力システム改革が進められており、今後、電力小売全面自由化などに伴い、公営電気事業を取り巻く環境が大きく変化することが予想されることから、今後ともこうした経営環境の変化に迅速に対応しながら、さらなる経営基盤の安定に努められたい。

なお、工事の執行において、設計単価の決定のため徴した見積書が、仕様を満たしているものかどうか確認ができなかった事例があったので、適正な事務処理に努められたい。

(2) 愛媛県工業用水道事業会計について

当年度は、附帯事業（土地造成事業）において、土地売却に伴う収益が発生したこと等により、経常利益は前年度を上回ったものの、新会計基準の適用に伴う退職給付引当金等の特別損失を計上した結果、純利益については、前年度を 2,305 万円下回る 3 億 2,620 万円を計上している。

県下 3 工業用水道事業のうち、松山・松前地区工業用水道事業については、給水先が大口で給水実績も堅調であり、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率（契約給水量に対する実績給水量の比率）は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると 218 億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

ア 今治地区工業用水道事業及び西条地区工業用水道事業における取組課題について

(7) 今治地区工業用水道事業

当年度末の契約給水量は日量 54,700 m³で前年度と同量であるが、主な給水先である地元タオル業界の景況不振を背景に、実績給水率は、前年度(42.51%)を下回る 40.99%と低迷しており、このまま推移すれば給水契約の維持が困難となる事態も予想され、そのことによって営業収益の大幅な低下を招くことが懸念される。

このため、引き続き今治市等関係団体・企業と連携し、新たな給水先の開拓や事業運営の合理化・効率化に取り組むとともに、浄水場を共同利用している今治市が、その移転計画を表明しているため、将来的な事業運営について、引き続き真摯に今治市と協議を進められたい。

(イ) 西条地区工業用水道事業

当年度末の契約給水量は日量 67,075 m³で前年度に比べて 90 m³増加しているものの、規模縮小後の計画給水量 87,420 m³の 76.73%であることから、企業立地等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、一般会計からの長期借入金 156 億円の早期返済も視野に入れながら、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

イ 附帯事業（土地造成事業）について

当年度は県内企業 1 社に約 8,500 m²を売却したが、今後とも未処分地約 11 万 m²の早期売却等に努められたい。

ウ 営業未収金の適正な管理等について

今治地区及び西条地区工業用水道事業の給水料金に係る未収金については、適正に債権管理を行うとともに、債務者の動向を把握し適期に納入指導を行うなどして早期回収に努められたい。

エ 契約事務等の適正な執行について

排泥管修繕契約において、夜間労務費の割増等を考慮していなかったり、近接・同時期に施工する工事との一括発注を検討していなかった事例、物品（準備品）の記録に不備のあった事例があったので、適正な事務処理に努められたい。

オ 耐震補強工事の執行体制の強化について

取水場施設の耐震補強工事において、適用すべき設計基準が明確でなかったほか、工法変更にあたり設計単価の比較を行っていなかった事例や請負者が県監督員の事前承認を受けないまま施工していた事例があった。

今後、工業用水道各施設の補強設計や耐震改修工事が増加していくことから、電気事業会計に属する発電施設の耐震化も考慮し、かかる工事に関する設計協議、設計積算及び施工管理の経験が豊富な職員による適切な工事の執行体制を強化されたい。

(3) 愛媛県病院事業会計について

当年度の患者数は、ほぼ前年度並みであったが、中央病院における患者一人当たりの診療収入の増加等により医業収益が増加したことから、経常利益は前年度を 6 億 8,831 万円上回る 8 億 1,834 万円を計上した。

しかしながら、新会計基準の適用に伴う退職給付引当金 72 億 5,079 万円や中央病院旧本院等の取り壊しに伴う除却損 15 億 5,702 万円など、多額の特別損失を計上した結果、当年度の決算については、91 億 9,992 万円の純損失を計上した。

このため、累積欠損金は、新会計基準の適用に伴う資本剰余金からの補てん額 41 億円を差し引いても、前年度から 51 億円増加した 233 億円余となっている。

また、一般会計等からの長期借入金 102 億円や新会計基準の適用に伴い企業債 346 億円を資本から負債に振り替えたことなどにより、債務超過の状況になるなど、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の 4 病院が地域の中核病院として県民医療の確保を図りながら、引き続き経営健全化に取り組むことを期待し、以下に当面の主な課題を示す。

ア 医師の確保、診療科の維持について

今治・南宇和・新居浜病院の一部の診療科では医師が不足している。

公立病院の使命である地域医療の確保を図り、かつ、病院事業の一層の経営健全化に資するため、今後とも大学医学部や他の医療機関との連携強化に引き続き取り組むとともに、愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与制度を利用した卒業生の配置・育成策について関係機関と一体となって検討するなど、さらなる医師確保の対策を講じ、診療科の維持に努められたい。

また、良質な医療を提供するため、現在の医師の年齢構成を踏まえ臨床研修医を含めた若手医師への指導のあり方についても検討

されたい。

イ 看護師の確保について

入院患者に対する看護体制の充実を図るとともに、診療報酬の看護配置基準の引上げによる医業収益への寄与も期待されることから、待遇の改善等を含めた看護師の確保・定着策について引き続き検討されたい。

ウ 医業未収金等の適正な管理等について

当年度末における個人医業未収金等残高は約4億9千万円と前年度から5千万円減少しているが、依然として多額であり、愛媛県債権管理マニュアル（平成23年4月作成）や、未収金対策に一定の効果を発揮している弁護士法人への医業未収金管理回収業務委託を積極的に活用して、引き続き未収金の早期回収及び適正な管理に努められたい。

エ 契約事務等の適正な執行について

業務委託契約等において、2者以上の者から見積書を徴さなければならないところ特別な理由なく1者からしか徴していなかったり、指名業者と異なる者から見積書を徴したりしていた事例、請書や作業実施計画書を徴していなかった事例、発注者の書面承諾を得ないで業務の一部を下請していた事例が見受けられたので、契約の経済性・公平性・透明性を確保するため、契約事務の適正な執行に努められたい。

また、設備改修工事において、変更契約にかかる工程表を提出させていなかったり、県産品優先使用や廃棄物処理に係る手続きに不備があった事例、さらに、管理職員特別勤務手当が支給されていなかったり、諸手当の支給に過不足があった事例、実地たな卸結果の報告や物品（準備品）の記録に不備があった事例が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

オ 中央病院の事業運営について

中央病院は、PFI手法による建替えを行い、平成25年5月には診療を開始し、当年度は、残る利便施設や職員宿舎などの施設整備の完了により、平成26年12月1日にグランドオープンした。

そして、この手法の導入効果について、医業経営コンサルタント会社に委託して検証を行ったところである。

P F I手法による中央病院の運営は、平成 45 年 3 月 31 日までの長期間にわたるものの、それを開始してから日が浅いことから、まずは、導入効果検証により提言のあった内容を吟味した上で改善すべき点は速やかに改善するとともに、今後、毎年度行う運営モニタリングに加え、数年に一度の頻度で定期的に効果の再検証を行いながら、P D C Aサイクルを構築するほか、これを長期間にわたって運用・管理していくために、運用マニュアルなどの整備や人材育成の方策を検討するなどして、同手法の導入目的・効果を十分に発現させ、地域の基幹医療施設として継続的に良質な医療が提供できるよう努められたい。

カ 経営健全化への取組について

「第 3 次愛媛県立病院財政健全化計画」（平成 21～25 年度）が終了して 1 年以上経過しており、現在の県立病院の財政状況を考えれば、県立病院が県民の期待に応え、今後ともその使命を果たしていくためには、経営健全化等に不断に取り組むことが重要である。

このため、平成 27 年 3 月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」に従い、本県の地域医療構想を踏まえた各県立病院が果たすべき役割を明確にした上で、機能強化策を含めた次期経営計画を早急に策定されたい。

キ 医療機器の管理について

一部の高額医療機器については、利用が低迷しているものや維持管理されていないものが見受けられたので、これらの有効活用策や適正な維持管理方策について検討されたい。

